

IFLA 図書館と知的自由に関する声明

この声明は、国際図書館連盟「情報へのアクセスと表現の自由の委員会」により作成され、1999年3月25日にオランダのハーグで開催された国際図書館連盟理事会において承認されたものである。

[Alarabia](#), [Balgarski](#), [Bangla](#), [Bosanski](#), [Cesky](#), [Chaltibhasa](#), [Dansk](#), [Deutsch](#), [English](#), [Español](#), [Farsi](#), [Français](#), [Hangul](#), [Hrvatski](#), [Íslenska](#), [Italiano](#), [Kartuli](#), [Lietuviskai](#), [Magyar](#), [Nederlands](#), [Norsk](#), [Polski](#), [Português](#), [Russkij](#), [Shqip](#), [Srpski](#), [Suomeksi](#), [Svenska](#), [Tagalog](#), [Tamil](#), [Türkçe](#), [Viet](#), [Zhongwen](#) (simplified), [Zhongwen](#) (traditional)

国際図書館連盟 (IFLA: The International Federation of Library Associations and Institutions) は、国際連合世界人権宣言に定められた知的自由を支持し、擁護するとともにこれを推進する。

国際図書館連盟は、人が知識、創造的思考、および知的活動を表現したものにアクセスし、また自分の見解を公然と表明できる基本的な権利を有することを宣言する。

国際図書館連盟は、知る権利と表現の自由が同一の原則を2つの側面から把握したものだと信じる。知る権利は思想と良心の自由のための必要条件であり、思想の自由と表現の自由は情報への自由なアクセスにとっての必須不可欠の条件である。

国際図書館連盟は、知的自由を支持することが図書館情報専門職にとっての中核的責任であると断言する。

したがって、国際図書館連盟は、図書館と図書館職員に対して、知的自由にかかわる諸原則、すなわち無制限の情報へのアクセスと表現の自由を支持するとともに、図書館利用者のプライバシーを認めることを要求する。

国際図書館連盟は、その会員に対し、これら諸原則の受入れと実現を推進する活動の展開を促すものである。そう促すことにおいて、国際図書館連盟は、以下のことを確認する。

- ・図書館は、情報、思想および想像力のある諸作品へのアクセスを提供する。図書館は、知識、思想および文化に通じる扉(とびら)の役割をになうものである。
- ・図書館は、個人と団体の両方に対して、生涯学習、自立した意思決定および文化的発展のために不可欠の支援を提供する。
- ・図書館は、知的自由の発展と維持に寄与するとともに、基本的な民主主義的諸価値と普遍的な市民的諸権利を守るうえで役立つものである。
- ・図書館は、知識と知的活動が表現されたものへのアクセスを保障するとともにそれを容易にするという両面の責任を帯びている。この目的を果たすために、図書館は、社会の多元性と多様性を反映した出来るかぎり種々様々広範囲にわたる資料を収集し、保存し、利用に供さなければならない。
- ・図書館は、図書館資料の選択と図書館サービスの利用が政治的、道徳的、および宗教的諸見解によってではなく、専門職の考慮検討を通じて行われるものであることを保障しなければならない。
- ・図書館は、自由に情報を入手し、組織化し、流通させ、あらゆる形態の検閲に反対しなければならない。
- ・図書館は、すべての利用者に対して、その資料、施設設備およびサービスに平等にアクセスできるようにしなければならない。図書館は、人種、信条、性別、年齢またはその他のいかなる理由によっても、利用者を差別してはならない。
- ・図書館利用者は、個人のプライバシーと匿名性への権利を有するものである。図書館専門職とその他の図書館職員は、図書館利用者の身元ないしは利用者がどのような資料を利用しているかを第三者に開示してはならない。
- ・公的資源が充当され公衆がアクセスする図書館は、知的自由の諸原則を支持しなければならない。
- ・図書館専門職および当該図書館に勤務するその他の職員は、それらの諸原則を支持する義務がある。
- ・図書館専門職とその他の専門的職能をもつ図書館職員は、自分たちの使用者および図書館利用者の双方に対して、自分自身の責任を果たさなければならない。それら両者に対する責任の間に葛藤が生じた場合には、図書館利用者に対する義務が優先されなければならない。

(翻訳・日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会)

文責・井上靖代: 京都外国語大学、山本順一: 図書館情報大学)